

「民事訴訟管理センター」からののはがきは無視してください！

はがきに書かれた電話番号に電話しないでください！
県西部の他市では電話してしまった女性が**730万円**を騙し取られました。
近隣市でほかにも被害が出ています。

- ・電話をかけると、「訴訟取り下げ費用」などと称して金銭を騙し取られます。
- ・湖西市内にも同じような内容のはがきが多数届いており、数十件の相談が寄せられています。
- ・**50～70代の女性**宛に届くことが多いようです！
- ・ご家族、ご近所の方は大丈夫ですか？声をかけ合って被害を防ぎましょう。
- ・不安に思ったら、湖西市消費生活相談室に相談してください。

<実際に届いたはがき>

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(て)462 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年8月25日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5843-3663
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)285 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月06日

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目8番1号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-4330-9220
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

その他「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」
「法務省管轄支局 民事再生管理センター」等の名称もあります。

相談
窓口

湖西市消費生活相談室 053-576-1609

消費者ホットライン 188